

～ Q & A ～

■ 個人文書

Q1	どの文書に認証を受けたいか分かりません。
A1	現地の手続きに依る為、認証の要否について本処は判断できません。 台湾の提出先機関にお問い合わせください。
Q2	他県の市区役所が発行した文書は、認証できますか。
A2	公文書の為、発行機関の所在地が本処管轄内であれば、可能です。
Q3	弁事処で、翻訳をお願いすることはできますか。
A3	本処では、翻訳業務を行っていません。 お知り合いや翻訳業者への依頼を検討してください。
Q4	文書に使用する中国語の字体は決まっていますか。
A4	台湾では、繁体字が使用されています。
Q5	文書の内容が正しいか確認してもらえますか。
A5	個人の事情が含まれる為、本処が干渉することはできません。

■ 手続き

Q1	申請時に提出する身分証明書は、保険証でもいいですか。
A1	写真や証明番号・有効期限の記載がない身分証明書は、受理できません。 ・○・・・パスポート・運転免許証・マイナンバーカード ・X・・・保険証・個人番号通知書・住民基本台帳カード・運転経歴証明書
Q2	支払いにクレジットカードは使えますか。
A2	現金のみです。
Q3	追加料金を支払ったら、即日交付や特急扱いは可能ですか。
A3	受理翌日起算5開館日後交付の通常申請のみとなっています。

台北駐大阪経済文化弁事処

Q4	受付時間を教えてください。
A4	申請は、平日9時から11時10分までです。 但し、予告なく調整される場合がある為、 本サイトのお知らせにて最新情報を確認の上、ご来処ください。

Q5	受領時間を教えてください。
A5	受領は、平日9時から11時半までと13時から15時までです。

Q6	申請から受け取りまで、どのくらいかかりますか。
A6	受理翌日起算5開館日です。

Q7	受け取り方法を教えてください。
A7	<p>下記の3通りあります。郵送を希望する場合は、事前に郵便局やコンビニエンスストアにて、それぞれ必要なものを購入してください。</p> <p>日本在住者 ①窓口受取・・・受取日時が記載された領収書を本処4番窓口にて提示してください。</p> <p>日本在住者 ②レターパックライト・・・全項目を記入後、追跡用として事前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がした上で、申請時に提出してください。</p> <p>台湾在住者 ③台湾へ郵送・・・「EM書類専用ラベル・A4/2枚」(国際郵便サイトにて作成しプリントアウト)及「1,450円分切手」を申請時に提出してください。 宛先は個人に限られ政府機関等は不可 但し、可能な限り日本在住者による受取を検討してください。</p>

■ 郵送申請

Q1	郵送による申請はできますか。
A1	公文書のみ又は公証済み私文書の認証であれば、可能です。

台北駐大阪経済文化弁事処

Q2	支払いは、どんな方法がありますか。
A2	現金書留のみ可能です。 認証費用と必要書類を同封の上、郵送してください。
Q3	返送費用は、どうなりますか。
A3	返送用レターパックライト(各項目記入済み)が代わりとなります。
Q4	郵送で申請した場合、手続きにどのくらいかかりますか。
A4	本処に申請書類が届き正式に受理された場合、受理翌日起算5開館日後の返送となります。但し、書類に不備があると、必要書類が全て揃うまで保留扱いになります。
Q5	郵送書類が届いた際の連絡をお願いできますか。
A5	郵送に関する通知連絡は行っていません。 また手続き上の確認等が無い限り、本処からの連絡もありません。
Q6	返送する際の連絡をお願いできますか。
A6	郵送に関する通知連絡は行っていません。 2週間経っても返送書類が届かない場合には、本処までお問い合わせください。
Q7	返送先に制限はありますか。
A7	はい、日本在住者の方は日本国内に限られます。
Q8	認証後、台湾への郵送をお願いできますか。
A8	台湾在住者のみ前頁④の方法が可能です。 「1,450円分の切手」(500g内)及び 「EMS専用ラベル・A4/2枚組」(国際郵便サイトにて作成しプリントアウト)を 同封してください。宛先は個人に限られ政府機関等は不可 但し、可能な限り日本在住者による代理受取を検討してください。

台北駐大阪経済文化弁事処

■ 公証役場

Q1	公証済みの文書に間違いがあった場合、訂正はできますか。
A1	公証人以外による加筆修正ができない為、公証を受け直す必要があります。 まずは、公証役場に訂正対応が可能かどうかご相談ください。 公証を受ける際は、必ず誤字脱字・書き漏れ等が無いかを確認してください。
Q2	公証の際、添付する宣誓書はどのように書いたらいいですか。
A2	フォーマットに指定はありません。 通常、下記のような文言の使用が多く見受けられます。 ・文書が原本の場合・・・「原本に相違ありません」 ・文書が写しの場合・・・「原本の写しに相違ありません」
Q3	身分証明書の事前公証は、代理公証も可能でしょうか。
A3	領務規定により、代理公証は認められません。 所有者本人が自ら公証役場に出向いて、公証を受けてください。
Q4	貴処管轄外の公証役場で公証を受けた文書は、認証できますか。
A4	私文書の為、本処管轄外で公証を受けた文書は、認証できません。

台北駐大阪経済文化弁事処